

⑦独自利用事務の関連規範

登別市高齢者等介護用品給付事業実施要綱(平成19年告示第90号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 6 号	登別市高齢者等介護用品給付事業実施要綱第6条
②事務の内容	介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	介護用品の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 6 号 口	登別市高齢者等介護用品給付事業実施要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
備考		